



安 太 企 第 2 号
平成31年 2 月 5 日

安芸太田町長期総合計画審議会会長 様

安芸太田町長 小 坂 眞 治



諮 問 書

安芸太田町長期総合計画審議会条例（平成17年条例第4号）第2条の規定に基づき、次の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

2020年から5か年間にわたる「第二次安芸太田町長期総合計画における後期基本計画」の策定にかかる基本的な考え方について

2 諮問理由

本町は、平成16年10月の新町発足後15年目を迎えています。平成18年度を始期とする「第一次長期総合計画」は、新町建設計画の考え方や方針を基本とし、合併後の新たな町の基盤づくりをめざしました。そして、平成27年度を始期とする第二次安芸太田町長期総合計画は、合併後10年間に実施した施策の点検、評価を踏まえ、めざす将来像や人口目標を掲げ、現在、この実現に向けて、取組みを進めております。

この間、人口の維持・社会増に向けて、定住促進に関わる直接的な事業や、「子育て、教育」「産業振興」「医療・福祉」「自治振興」等の施策を進めてきましたが、人口減少、とりわけ社会減の抑制は困難な状況が続いています。

また、財政面では合併後の財政特例措置が終期を迎えるとともに、人口減少に伴う税収や地方交付税の減縮も懸念され、町財政も予断を許さない状況となっています。

町を取り巻く環境は厳しさを増していますが、第二次長期総合計画の基本構想に掲げるまちの将来像「豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田」の実現に向け、将来（概ね20年後）の持続可能な町の姿を設定し、そこから振り返って2020年からの5年間に、町民との協働により取り組むべき施策を明らかにした第二次長期総合計画における後期基本計画の策定に関し、諮問し、意見を求めるものです。

3 答申期限

答申は2020年2月28日までをお願いいたします。